

## 災害見舞金などの申請はお早めに

豪雨災害で被災した人へ見舞金などを支給しています。早めに申請してください。

**受付場所** 社会福祉課(市役所本庁1階)、各支所  
**用意する物** 被災(り災)証明書、世帯主の通帳、印鑑など

※支援制度によって用意する物が異なります。詳しくは問い合わせてください。

### 義援金を受け取るには災害見舞金の申請が必要です

市は災害見舞金とは別に義援金を配分しています。義援金は表の①または③の災害見舞金の申請をした人に配分されます。早めに申請してください。

☎社会福祉課 ☎0848・67・6058

表 支援制度一覧

	支援制度	対象	支給金額		支給時期(申請後)	
①	広島県災害見舞金	災害により住宅に半壊以上の被害を受けた世帯主	全壊	30万円	おおむね1カ月半～2カ月	
			大規模半壊・半壊	10万円		
②	平成30年7月豪雨災害見舞金	災害により半壊に至らない次の被害を受けた世帯主	全壊	5万円	おおむね1カ月～1カ月半	
			大規模半壊・半壊	3万円		
③	災害見舞金	災害により半壊に至らない次の被害を受けた世帯主	床上浸水・土砂の流入	1万円	おおむね1カ月～1カ月半	
			床下浸水・土砂の発生	5千円		
④	被災者生活再建支援金 【申込期限】 基礎支援金 来年8月4日まで 加算支援金 3年後の8月4日まで	災害により住宅に被害を受けた世帯主(単身世帯は支給金額の4分の3の額)	基礎支援金	全壊	100万円	おおむね3カ月～6カ月
				大規模半壊	50万円	
			加算支援金	半壊(敷地被害)で、やむを得ず解体	100万円	
				建設・購入	200万円	
				補修	100万円	
賃借(公営住宅を除く)	50万円					

## 被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者の医療費などを免除

豪雨により被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者は窓口で申し出れば、医療費・介護サービス費(一部負担金)が免除されます。

**対象** 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者で次のいずれかに該当する人

- ①住宅が全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または治療に1カ月以上を必要とする重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明な人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人(失業手当や傷病手当金は収入に含まれます)

### ●次の費用は免除の対象となりません

入院・入所したときの食費や居住費、はり・きゅう・マッサージ・整骨院などの施術費用など

### 来年1月以降は、免除証明書の提示が必要になります

来年1月以降は、免除証明書の提示が必要になります。早めに申請してください。

※国民健康保険の加入者で、被災(り災)証明書の交付を受けている人(住宅が床上浸水以上の被害を受けた人に限る)へは、今月中に免除証明書を送付します。手続きの必要はありません。

**受付場所** 保険医療課、高齢者福祉課、各支所  
**用意する物** 被保険者証、印鑑、被災(り災)証明書など

☎保険医療課  
 (国民健康保険について)☎0848・67・6050  
 (後期高齢者医療保険について)☎0848・67・6056  
 高齢者福祉課  
 (介護保険について)☎0848・67・6240

今月号は、ご支援いただいた皆さまの紹介をお休みします。